独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程

（平成１５年１０月　１日
規　程　第　１　０　号）

改正　平成１５年１０月２４日　規程第３３号
改正　平成１６年　３月２６日　規程第　７号
改正　平成１７年１１月２５日　規程第１４号
改正　平成１８年　３月２９日　規程第　１号
改正　平成２１年　６月１６日　規程第１４号
改正　平成２１年１１月３０日　規程第２１号
改正　平成２２年１１月３０日　規程第２４号
改正　平成２４年　２月２９日　規程第　２号
改正　平成２４年　３月３０日　規程第　７号
改正　平成２７年　３月３１日　規程第　４号
改正　平成２７年　６月２９日　規程第３１号
改正　平成２８年　２月２９日　規程第　８号
改正　平成２８年　３月３０日　規程第１８号
改正　平成３０年　４月２７日　規程第５７号
改正　令和　５年　７月１８日　規程第３５号
改正　令和　５年１２月２２日　規程第３９号
改正　令和　７年　１月３０日　規程第　３号

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人日本学術振興会の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

（役員の報酬）

第２条　役員の報酬は、常勤の役員については、本給、特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

（報酬の支給日）

第３条　役員の報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月１７日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。）とする。

（本給）

第４条　常勤役員の本給月額は、次のとおりとする。

理事長　979,000円

理事　772,000円

監事　772,000円

（特別調整手当）

第５条　特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「一般職給与法」という。）第１１条の３の規定に準じて役員に対し支給する。

２　特別調整手当の月額は、東京都特別区に所在する事務所に在勤する役員にあっては、本給月額に１００分の２０を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第６条　通勤手当は、一般職給与法第１２条第１項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

２　通勤手当の額は、一般職給与法第１２条第２項及び第３項に規定する額とする。

３　前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める。

（単身赴任手当）

第６条の２　単身赴任手当は、一般職給与法第１２条の２第１項及び第３項の規定に準ずる常勤役員に支給する。

２　単身赴任手当の額は、一般職給与法第１２条の２第２項の規定に準ずる額とする。

３　前二項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める。

（期末手当）

第７条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて理事長が定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条第１項に規定する職員をいう。以下同じ。）となった者を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に１００分の２５を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第１９条の４第２項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員に係る支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

３　前項の規定による期末手当の額は、理事長が文部科学大臣の行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、１００分の８０以上１００分の１１０以下の範囲内の割合を乗じた額とすることができる。

４　第２項に規定する在職期間には、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

５　期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第１９条の５第３号及び第４号並びに同法第１９条の６第１項、第３項及び第４項の規定を準用する。この場合において「各庁の長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

第８条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて理事長が定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員となった者を除く。）についても、同様とする。

２　勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に１００分の２５を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第１９条の７第２項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員に係る支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

３　第２項に規定する在職期間には、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

４　前条第５項の規定は、第１項の勤勉手当の支給について準用する。

（非常勤役員手当）

第９条　非常勤役員手当は、次のとおりとする。

監事　月額221,000円

（月の中途で就任又は退職した場合の報酬）

第１０条　月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の報酬（通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、報酬月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬月額から控除する。

２　月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の報酬を支給する場合は、報酬月額の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日及び日曜日以外の日を乗じて得た額を報酬月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬月額の全額を支給する。

（報酬の日額）

第１１条　前条に規定する報酬の日額は、報酬月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日で除して得た額とする。

（端数計算）

第１２条　この規程により計算した金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施細則）

第１３条　この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附　　則

１　この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

２　振興会成立の前日まで日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）の役員であって、引き続き役員に任命された者の第７条第２項に規定する在職期間には、その者の旧振興会の役員としての在職期間を含むものとする。

附　　則（平成１５年規程第３３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１５年１１月１日から施行する。

（平成１５年１２月に支給する特別手当に関する特例措置）

２　平成１５年１２月に支給する特別手当の額は、この規定により算出される特別手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

一　平成１５年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当、通勤手当の月額の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額に、同年４月から施行日の前日までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成１５年６月に支給された特別手当の額に１００分の１．０７を乗じて得た額

附　　則（平成１６年規程第７号）

（施行期日）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　　則（平成１７年規程第１４号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

（平成１７年１２月に支給する特別手当に関する特例措置）

２　平成１７年１２月に支給する特別手当の額は、この規定により算出される特別手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

一　平成１７年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当、通勤手当の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から施行日の前日までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成１７年６月に支給された特別手当の額に１００分の０．３６を乗じて得た額

附　　則（平成１８年規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

（切替えに伴う経過措置）

２　切替え日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける役員で、その役員の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

（平成２２年３月３１日までの間における特例措置）

３　平成２２年３月３１日までの間における改正後の第５条第２項の規定の適用については、「１００分の１８」とあるのは、「１００分の１８を超えない範囲で、別に定める割合」と読み替えるものとする。

附　　則（平成２１年規程第１４号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年６月１６日から施行する。

（平成２１年６月に支給する特別手当の特例）

２　平成２１年６月に支給する特別手当に関する第７条第２項の規定の適用について、同項中「１００分の１６０」とあるのは、「１００分の１４５」と読み替えるものとする。

附　　則（平成２１年規程第２１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一　平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成２１年６月に支給された特別手当に１００分の０．２４を乗じて得た額

附　　則（平成２２年規程第２４号）

改正　平成２８年　２月２９日

（施行期日）

１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、平成２２年４月１日より適用する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、この規程により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一　平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成２２年６月に支給された期末手当及び勤勉手当に１００分の０．２８を乗じて得

た額

（平成２２年４月１日以降における特例措置）

３　平成２２年４月１日以降における第５条第２項の規定の適用については、「１００分の１８」とあるのは、平成２７年３月３１日までの間、「１００分の１８を超えない範囲で、別に定める割合」と読み替えるものとする。

附　　則（平成２４年規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２４年３月１日から施行する。

（平成２４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２４年６月に支給する期末手当の額は、この規程により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一　平成２３年４月１日（同月２日から平成２４年３月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当の月額の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数（平成２３年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成２３年６月に支給された期末手当及び勤勉手当に１００分の０．３７を乗じて得た額

三　平成２３年１２月に支給された期末手当及び勤勉手当に１００分の０．３７を乗じて得た額

附　　則（平成２４年規程第７号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

（規程の特例）

２　この規程の施行の日から平成２６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第４条に規定する本給月額の支給に当たっては、本給月額に、百分の９．７７（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

３　特例期間においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　特別調整手当

当該役員の本給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

二　期末手当

当該役員が受けるべき期末手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

三　勤勉手当

当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

四　非常勤役員手当

当該役員が受けるべき非常勤役員手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

４　この附則の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　　則（平成２７年規程第４号）

改正　平成２７年　６月２９日

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

２　施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、当該役員の任期が満了するまでの間に限り、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附　　則（平成２７年規程第３１号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年６月２９日から施行し、改正後の独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程第７条第３項の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　　則（平成２８年規程第８号）

（施行期日等）

この規程は、平成２８年３月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正後の独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程の規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第４条　平成２７年１０月１日

二　第５条第２項　平成２７年４月１日

附　　則（平成２８年規程第１８号）

（施行期日）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則（平成３０年規程第５７号）

（施行期日）

この規程は、平成３０年４月２７日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　　則（令和５年規程第３５号）

（施行期日）

この規程は、令和５年８月１日から施行する。

附　　則（令和５年規程第３９号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和６年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正後の独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程の規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第４条　令和５年４月１日

二　第９条　令和５年８月１日

（令和５年４月１日から令和５年７月３１日の間における特例措置）

２　令和５年４月１日から令和５年７月３１日の間における改正後の第４条の規定の適用については、同条中「理事長　968,000 円」とあるのは「理事長　922,000 円」と、「監事 763,000 円」とあるのは「監事　690,000 円」とする。

附　　則（令和７年規程第３号）

（施行期日）

この規程は、令和７年２月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。